

社会福祉法人運営・事務手続の手引

令和5年1月

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

目次

第1章 社会福祉法人の運営	- 3 -
第1節 社会福祉法人	- 3 -
1 社会福祉法人	- 3 -
2 名称	- 3 -
3 経営の原則	- 3 -
4 山梨県内における社会福祉法人数の推移	- 4 -
第2節 社会福祉事業	- 5 -
1 社会福祉事業	- 5 -
2 公益事業	- 7 -
3 収益事業	- 9 -
第3節 定款と登記	- 11 -
1 定款の作成	- 11 -
2 定款への記載事項	- 11 -
3 社会福祉法人の登記	- 12 -
第4節 資産	- 14 -
1 資産の所有	- 14 -
2 基本財産	- 15 -
3 その他財産	- 16 -
4 公益事業用財産及び収益事業用財産	- 17 -
5 資産の管理	- 17 -
6 残余財産の帰属	- 18 -
第5節 機関	- 19 -
1 機関	- 19 -
2 評議員	- 20 -
3 評議員会	- 21 -
4 理事	- 24 -
5 理事会	- 26 -
6 監事	- 28 -
7 会計監査人	- 30 -
第6節 福祉サービスの適切な利用	- 32 -
1 情報の開示と外部監査	- 32 -
2 苦情解決事業	- 34 -
3 第三者評価事業	- 38 -
第7節 社会福祉法人に対する監督	- 39 -

1	所轄庁	- 39 -
2	監督	- 40 -
3	助成に伴う監督	- 40 -
4	社会福祉事業に伴う調査・改善命令・許可の取消し等	- 41 -
第2章	社会福祉法人の各種申請手続	- 42 -
第1節	社会福祉法人の設立	- 42 -
1	概要	- 42 -
2	設立に関する事務手続	- 42 -
3	設立認可後の事務手続	- 45 -
第2節	定款変更	- 47 -
1	概要	- 47 -
2	定款変更の認可申請手続	- 47 -
3	厚生労働省令で定める事項の定款変更届	- 49 -
第3節	基本財産の担保提供	- 51 -
1	概要	- 51 -
2	担保提供の承認手続	- 51 -
第4節	基本財産の処分	- 54 -
1	概要	- 54 -
2	財産処分の承認手続	- 54 -
第5節	不動産使用証明願	- 56 -
1	概説	- 56 -
2	不動産使用証明願の事務手続	- 56 -
第6節	解散	- 58 -
1	解散の事由	- 58 -
2	解散の認可又は認定の申請手続	- 59 -
3	定款で定めた解散事由の発生又は破産による届出	- 59 -
4	清算手続	- 59 -
第7節	合併	- 63 -
1	概要	- 63 -
2	合併の事務手続	- 63 -
3	合併の効果	- 67 -
4	合併無効の訴え	- 67 -
第8節	社会福祉充実計画	- 68 -
1	概要	- 68 -
2	社会福祉充実計画の作成	- 68 -

第1章 社会福祉法人の運営

第1節 社会福祉法人

1 社会福祉法人

社会福祉法人とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」とする。）において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されており、社会福祉事業を本来業務とするために設立された法人となります。

社会福祉事業とは、法第2条に定められている第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいい、社会福祉を目的としている事業であっても、これらの事業以外は含まれません。

なお、社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます（法第26条）。

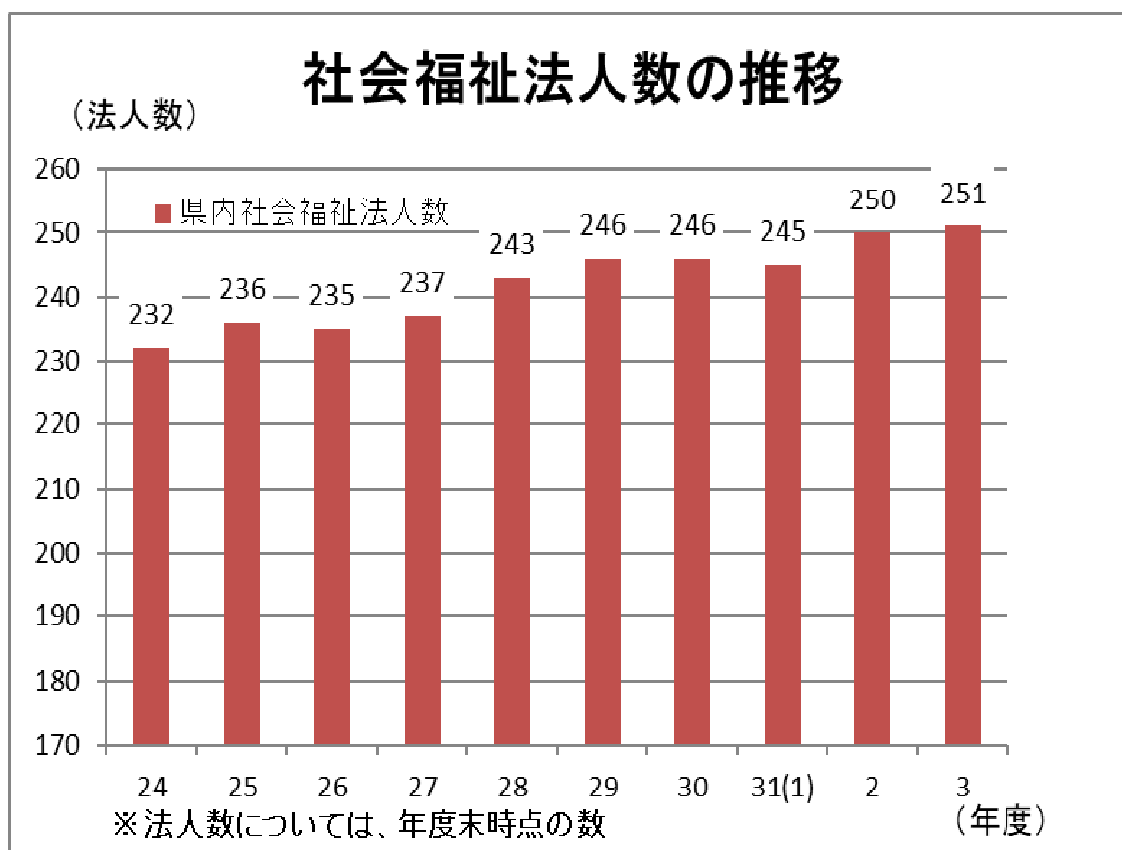
2 名称

社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならないとされ、名称が保護されています（法第23条、法第134条）。

3 経営の原則

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。また、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業の実施に当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければなりません（法第24条）。

4 山梨県内における社会福祉法人数の推移



第2節 社会福祉事業

1 社会福祉事業

第1種社会福祉事業は、その経営主体に制限が設けられ、原則として国、地方公共団体及び社会福祉法人に限り経営させることとし（法第60条）、その他の者が経営しようとする場合は許可を受けなければならないとされています（法第62条、法第67条）。

第2種社会福祉事業は、その経営の主体については、特に制限が設けられてはなく、事業経営については届出をしなければなりません（法第69条）。

なお、社会福祉事業に係る各種規制は、他の福祉関係各法（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）が優先します。

なお、社会福祉事業に属するものであっても、一定の基準に達しないもの等、社会福祉事業としては取り扱わないものがあります（法第2条第4項）。

	第一種社会福祉事業 (法第2条第2項)	第二種社会福祉事業 (法第2条第3項)
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・生計困難者を無料又は低額な料金で入居させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 ・生計困難者に対して助葬を行う事業 ・授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業
生活困窮者自立支援法		<ul style="list-style-type: none"> ・認定生活困窮者就労訓練事業
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・障害児入所施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・児童自立生活援助事業 ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・小規模保育事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 ・助産施設 ・保育所 ・児童厚生施設 ・児童家庭支援センター ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
認定こども園法		<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園
母子及び父子並びに寡婦福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭日常生活支援事業 ・父子家庭日常生活支援事業 ・寡婦日常生活支援事業 ・母子・父子福祉施設
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業 ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・老人福祉センター ・老人介護支援センター
障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム
売春防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護施設 	
身体障害者福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者生活訓練等事業 ・手話通訳事業 ・介助犬訓練事業 ・聴導犬訓練事業 ・身体障害者福祉センター ・補装具製作施設 ・盲導犬訓練施設 ・視覚障害者情報提供施設 ・身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者福祉法		<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者の更生相談に応ずる事業
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・授産施設 ・生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業(無料低額宿泊所) ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業(無料低額診療事業) ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業(無料低額老人保健施設) ・隣保事業 ・福祉サービス利用援助事業 ・社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
	※共同募金(法第113条にて規定)	

2 公益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができるとされています（法第 26 条第 1 項）。

また、社会福祉法人が公益事業を行う場合は、必ず定款に定めるとともに、公益事業の収支計算や資産管理等を特別会計として処理する必要があります（法第 26 条第 2 項）。

社会福祉法人が行う公益事業は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
 - サ 法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
 - シ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、

介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

ス 有料老人ホームを経営する事業

セ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業

ソ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

(3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

(4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。

「従たる地位」を判断する基準は公益事業の予算（事業費）規模と社会福祉事業の予算（事業費）規模を比較して判断します。

(5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。

(6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

次のいずれかに該当する場合、社会福祉法人に対してその事業の停止を命じることがあります（法第57条）。

(1) 定款で定められた事業以外の公益事業を行うこと。

(2) 公益事業の継続が社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

3 収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益事業を行うことができるとされています（法第 26 条第 1 項）。

また、社会福祉法人が収益事業を行う場合は、必ず定款に定めるとともに、収益事業の収支計算や資産管理等を特別会計として処理する必要があります（法第 26 条第 2 項）。

社会福祉法人が行う収益事業は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 社会福祉事業若しくは公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。以下（3）においても同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

次のような場合、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益が生じても、収益事業として定款に記載する必要はありません。

- ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- イ たまたま、適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合

- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第 2 条第 13 号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

次のような事業は「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があります。

- ア 風俗営業法にいう風俗営業及び風俗関連営業
- イ 高利な融資事業
- ウ ア、イの事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の

経営に充当すること。

- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」となります。

- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

「従たる地位」「規模」を判断する基準は収益事業の予算（事業費）規模と社会福祉事業の予算（事業費）規模を比較して判断します。

- (6) 母子及び寡婦福祉法第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う同法施行令第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、(3) は適用されないものであること。

次のいずれかに該当する場合、社会福祉法人に対してその事業の停止を命じることがあります（法第 57 条）。

- (1) 定款で定められた事業以外の収益事業を行うこと。
(2) 収益事業から生じた収益を社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
(3) 収益事業の継続が社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

第3節 定款と登記

1 定款の作成

定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、定款に反した行為は無効となります。

社会福祉法人は法令の定めるところに従い、定款で規定された目的の範囲内において、権利を有し義務を負うものとされています。

社会福祉法人の定款は、原則として、「社会福祉法人定款準則（以下「定款準則」）」に、社会福祉協議会にあっては、「法人社協モデル定款」（（福）全国社会福祉協議会策定）に基づき作成します。

法令に抵触する定款の規定については無効となるため、定款準則等と相違する規定を設ける場合には、関係法令や通知等に違反することがないように十分注意する必要があります。

社会福祉法人に対して、財産の贈与や遺贈が行われた場合には、贈与者等に譲渡所得の発生があったものとみなされ所得税が課税されますが、国税庁長官の承認を得て租税特別措置法第40条の特例適用を受けた場合、所得税が免除されます。定款準則中のアンダーラインは国税庁長官の審査事項となっており、アンダーライン部分を定款に規定していない場合は、国税庁長官の承認は得られません。

2 定款への記載事項

定款に記載する事項には、必要的記載事項と任意的記載事項とがあります。

(1) 必要的記載事項（法第31条第1項）

社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、当該定款について所轄庁の認可を受けなければなりません。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 社会福祉事業の種類
- エ 事務所の所在地

- オ 評議員及び評議員会に関する事項
- カ 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）に関する事項
- キ 理事会に関する事項
- ク 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ケ 資産に関する事項
- コ 会計に関する事項
- サ 公益事業を行う場合には、その種類
- シ 収益事業を行う場合には、その種類
- ス 解散に関する事項
- セ 定款の変更に関する事項
- ソ 公告の方法

ク、サ、シについて、該当がない場合には、記載の必要はありません。
なお、設立当初の役員及び評議員は、定款に定めなければならないとされています。（法第 31 条第 3 項）

(2) 任意的記載事項

任意的記載事項は、社会福祉法人の設立者が、定款に規定することを必要と認める事項（例：顧問、参与を設ける場合の規定や職員の任免に関する規定等）です。

任意的記載事項も、一旦これを定款に記載して認可を受けた場合の効力は、必要的記載事項と同様です。

定款変更も、必要的記載事項と同様の手続きを要します。

3 社会福祉法人の登記

社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（法第 34 条）。寄附を受けた財産については、法人設立後に帰属します（法第 35 条）。

設立の登記は、認可書を受領した日から 2 週間以内にしなければなりません。（組合等登記令（以下「登記令」とする。）第 2 条）。

登記しなければならない事項は、次のとおりです

- ア 目的及び業務
- イ 名称
- ウ 事務所の所在場所

- エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- オ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- カ 資産の総額

登記事項に変更が生じたときは、所轄庁の認可を受けた後、2週間以内に変更の登記を行う必要があります。ただし、資産総額の変更登記は、事業年度終了後3ヶ月以内にすればよいとされています（登記令第3条第1項、第3項）。

なお、社会福祉法人の場合、代表権を有する者を登記することとなっていますが、理事が改選され理事長等代表権者が再任された場合でも、変更が生じたこととなり、登記が必要となるので留意してください。

再任の場合は重任登記、新任の場合は就任登記となります。

第4節 資産

1 資産の所有

(1) 原則

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません（法第25条）。

法人の資産の区分は、次のとおりとされています。

- ア 基本財産
- イ その他財産
- ウ 公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る）
- エ 収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る）

社会福祉法人の資産所有の原則として、社会福祉事業を行うために必要なすべての物件について所有権を有していること、又は、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要となります。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとしても差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

(2) 特例

特例として、次の事業については、資産緩和要件があります。

- ア 特別養護老人ホームを設置する場合
- イ 地域活動支援センターを設置する場合
- ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合
- エ 既設法人が通所施設を設置する場合
- オ 保育所を設置する場合
- カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合
- キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

2 基本財産

(1) 概要

社会福祉法人の基本財産は、法人存立の基盤となるものであり、**厳重な管理が要請される**ことから、これらを**定款に明記する**ことが必要になります。

基本財産は、その他の財産と会計上区分して取り扱うとともに、これを処分、又は担保に供する場合には知事の承認を受けなければなりません。

次のような場合は、財産の「処分」となります。

基本財産の取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、その他財産への切り替え及び収益事業用財産への切り替え等**財産の経済価値の減少を伴う場合**

ただし、次の場合は知事の承認を必要としません。

- ア 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
- イ 独立行政法人と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資による担保に限る。）
- ウ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合（定款に規定されている場合のみ）
- エ 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合

「協調融資」制度について

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいいます。

(2) 基本財産の所有

次の財産は必ず基本財産としなければなりません。

ア 社会福祉施設を経営する法人

すべての施設についてその施設の用に供する不動産（社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地）。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（平成12年12月1日以後に新たに設立される法人の場合には**1,000万円以上**）に相当する**資産**（現金、預金、確

実な有価証券又は不動産に限る)。

イ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く）
設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める資産とすることができるかとされています。

ウ 居宅介護等事業、共同生活援助事業等、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合

事業実績等、要件を満たした場合、基本財産についての特例があります。

エ 社会福祉協議会（社会福祉施設を営むものを除く。）及び共同募金会
300万円以上に相当する資産。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えありません。

これら以外の財産でも、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えありません。

3 その他財産

(1) 概要

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

その他財産の処分等については、特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものについては、みだりに処分しないよう留意しなければなりません。

(2) その他財産の所有

法人を設立する場合にあっては、その他財産のうち当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければなりません。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障

害者自立支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援事業若しくは障害児施設入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、年間事業費の12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいとされます。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業用財産及び収益事業用財産は、それぞれの目的に供される財産であり、社会福祉を目的とする財産と明確に区分して、特別会計として管理しなければなりません（法第26条第2項）。

ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

5 資産の管理

(1) 法人の資産

法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）は、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

(2) 基本財産の管理

基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行うことが必要です。（現金、預金、確実な有価証券等）

なお、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではありません。

- ア 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(3) その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産の管理

安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限ります。

(4) 株式の保有

法人が株式を保有できるのは、原則として、次の場合に限られます。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

イ 基本財産として寄附された場合。設立時に限らず、設立後にされたものも含む。

法人が株式を保有する場合であっても、社会福祉法人が営利企業を実質的に支配することのないよう、株式の保有割合は、2分の1を超えてはなりません。

なお、全株式の20%以上を保有している場合には、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出することとなります。

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 資本金等

エ 事業内容

オ 役員の数及び代表者の氏名

カ 従業員の数

キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合

ク 保有する理由

ケ 当該株式等の入手日

コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

6 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は国、地方公共団体、他の公益法人等のいずれかに帰属する旨、定めることが求められています。

なお、定款において帰属者を定めずに解散した場合には、残余財産は国庫に帰属することになります（法第47条第2項）。

第5節 機関

1 機関

社会福祉法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。また、定款の定めによって、会計監査人を置くことができます（法第36条）。事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人（特定社会福祉法人）には、会計監査人の設置が義務付けられています（法第37条）。

役員（理事及び監事という。以下同じ。）の定数は、定款にて規定する必要がありますが、「6～9名」のような不確定数ではなく、確定数にします。

実際に法人運営に参画できない者を名目的に評議員に選任したり、地方公共団体の長など特定の公職にある者を慣例的に理事長に就任させたりすることは、適当ではありません。

(1) 欠格事項

次の事項に該当する者は、社会福祉法人の評議員及び役員になることはできません（法第40条第1項、第44条第1項）。

ア 法人

イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない者（社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の6の2）

ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ ウを除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) 役員等の損害賠償責任

役員、若しくは会計監査人又は評議員が任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います（法第45条の20）。

また、役員、若しくは会計監査人又は評議員が、職務を行うについて、悪意又は重大な過失があったとき、及び計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）や監査報告等に虚偽の記載等を行ったとき、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。他の役員等も、連帯してその債務を負うこととなります（法第 45 条の 21、法第 45 条の 22）。

（3）報酬等

社会福祉法人は税制上優遇を受けている等、極めて公共性の高い法人であることから、民間事業者の水準や法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準を定めなければなりません。報酬の基準は評議員会の承認を受け、変更の際も同様とします（法第 45 条の 35）。

役員及び評議員の報酬等は勤務実態に即することとし、その地位にあることのみによっては、支給できません。

2 評議員

（1）評議員の定数

評議員の定数は、定款で定めた理事の定数を超える数とします（法第 40 条第 3 項）。理事は 6 人以上（法第 44 条第 3 項）とされているので評議員の定数は少なくとも 7 人以上となります。

（2）親族等の制限

評議員には、各評議員・役員の配偶者又は 3 親等以内の親族その他各評議員・役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者を含むことはできません。（法第 40 条第 4 項、第 5 項）

次のような者は「親族等の特殊の関係にある者」です。

- ア 親族関係を有する者（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）
- イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者
- ウ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ 上記イ又はウの親族でこれらの者と生計を一にしている者
- オ 当該親族関係を有する役員等及びイからエまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員（（ア）において「会社

役員」という。)又は使用人である者

(ア)当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

(イ)当該親族関係を有する役員等及びイからエまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(3) 評議員の選任

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任します。

なお、評議員は、当該法人の役職員を兼ねることができません(法第40条)。

(4) 任期

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時まで(定時評議員会は、毎会計年度の終了後、一定の時期に招集する)とされます。ただし、定款により、その任期を選任後6年以内とすることができません(法第41条)。

なお、定款によって、補欠として選任された評議員の任期を、前任者の残任期間としても差し支えありません。

3 評議員会

評議員会は、法人の運営に関する議決機関として、法及び定款に定める事項の議決を行います(法第45条の8)。

(1) 評議員会の権限

法に定める評議員会の議決事項には、次のようなものがあります。

- ・ 役員、会計監査人の選任及び解任
- ・ 役員等の賠償責任の免除
- ・ 定款の変更
- ・ 計算書類等の承認
- ・ 合併の承認及び解散の決定
- ・ 役員報酬基準の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認

法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会、

その他の評議員会以外の機関が決定することができる旨を内容とする定款は、効力を有しません。

(2) 評議員会の成立

評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）の出席が必要です。決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができません（法第45条の9第6項、第8項）。

(3) 評議員会の決議

評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員で出席した者の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）をもって決定します（法第45条の9第6項）。

ただし、次の事項は 3分の2以上の議決が必要です（法第45条の9第7項）。

- ア 監事の解任
- イ 役員等の賠償責任の一部免除
- ウ 定款の変更
- エ 法人の解散
- オ 法人の合併

(例) 評議員数7名、うち特別の利害関係を有する評議員1名の場合
議決に加わることができる評議員 $6 \times 1/2 = 3 < 4$ 名以上の出席が必要
4名が出席した場合、決議は、
出席した評議員 $4 \times 1/2 = 2 < 3$ 名以上の同意が必要
(3名のうち1名は議長となるので、議長以外の全員が一致する必要あり)

議長の議決権については、通常の決議の場合は、可否同数のときの決定権として行使されるため、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果になり、不都合な事態を招くため、可否同数のときより前の議決はできません。

(例) 議決に加わることができる評議員9名が全員出席の場合
決議には、出席した評議員 $9 \times 1/2 = 4.5$ 名 < 5 名以上の同意が必要
議長を除く4名が賛成、4名反対の場合、可否同数で議長が決定

一方、特別決議においては、議長である評議員も最初の決議に加わることが

通例となっています。

なお、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（法第 45 条の 9 第 10 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条）。

(4) 議事録

評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成する必要があります。議事録は、主たる事務所に 10 年間、従たる事務所にも写しを 5 年間備え付け、評議員及び債権者の閲覧又は写しの請求に備えなければなりません（法第 45 条の 11）。

議長及び評議員会にて選任した評議員の 2 名は、議事録署名人として評議員会の議事の経過及びその結果を記載した議事録の確認を行い、これに署名又は記名押印します。

議事録がなければ、議決内容が確認できず、第三者に対抗できませんので、正確に作成、保存するようにしてください。

議事録への記載事項は次のとおりです（法施行規則第 2 条の 15）。

- ア 評議員会が開催された日時及び場所（テレビ会議等により、当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席方法を含む。）
- イ 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- エ 監事や会計監査人（辞任した者を含む。）が法律に基づく意見又は発言をしたときのその意見又は発言の内容
- オ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
- カ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- キ 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

評議員会の決議の省略があった場合の議事録要記載事項

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項を提案した理事・評議員の氏名
- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

評議員全員の同意確認書面を議事録と併せて保管します。

4 理事

理事は、社会福祉法人のために職務を執行するとともに、職務の執行状況を定期的に理事会へ報告しなければなりません。(法第 45 条の 16)。

また、監事とともに評議員会に対する説明義務を負います(法第 45 条の 10)。

(1) 理事の定数

理事は 6 名以上を置くこととされています(法第 44 条第 3 項)。

(2) 親族等の制限

理事には、各理事の配偶者若しくは 3 親等以内の親族その他厚生労働省令で定める特殊の関係にある者を、3 人を超えて又は理事総数の 3 分の 1 を超えて含むことはできません。(法第 44 条第 6 項)。

(理事定数)	(親族等の人数)
6 名	1 名
7~9 名	2 名
10 名~	3 名

(3) 理事の選任

評議員会の決議によって選任します(法第 43 条)。決議の際、欠員に備えて補欠の理事を選任することができます。

理事のうちには、次に掲げる者を含む必要があります(法第 44 条第 4 項)。

- ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- イ 事業区域における福祉に関する実情に通じている者
- ウ 法人が施設を設置している場合は、当該施設の管理者

次のような者は、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」です。

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

次のような者は、「事業区域における福祉に関する実情に通じている者」です。

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ ボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

「施設の管理者」について

施設の経営の実態を法人運営に反映させることができるものであれば、必ずしも施設長や施設職員に限られるものではありません。

(4) 任期

選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終年度に関する定時評議員会の終結の時までですが、定款で短縮することもできます（法第45条）。

(5) 欠員補充

定款で定めた理事定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければなりません（法第45条の7）、職務の重要性から、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに適任者を補充するようにしてください。

(6) 理事長

理事から1名、理事長を選定します（法第45条の13第3項）。理事長は、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します（法第45条の17）。

また、理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会の承認が必要（理事会の承認があれば民法108条は適用除外となる）。

(例：理事長の所有地を法人に売却、法人が理事長経営の別会社から物品を購入する等)

5 理事会

理事会は、全ての理事で組織し、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職を行います（法第 45 条の 13）。

(1) 招集手続

理事会は各理事が招集しますが、定款又は理事会で、招集する理事を定めたときはその理事が招集します。それ以外の理事も、理事会の目的を示して招集を求めることができます（法第 45 条の 14）。

理事会を招集する者は、開催日の 1 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、その通知を発しなればなりません、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができます（法第 45 条の 14 第 9 項、一般社団法人・財団法人法第 94 条）。

開催通知や議案書の送付方法等については、定款施行細則等で定めることが適当です。

(2) 理事会の成立

議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）の出席が必要です。決議について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができません（法第 45 条の 14 第 4 項）。

(3) 理事会の決議

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席して、その過半数（いずれも、これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）をもって行います（法第 45 条の 14 第 4 項）。

可否同数のときは、議長が決定します。

なお、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合、当該提案について理事（当該事項の議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（法第 45 条の 14 第 9 項、一般社団法人・財団法人法第 96 条）。

(4) 議事録

理事会の議事は、厚生労働省令で定めるところによって、議事録を作成する必要があります。議事録は主たる事務所に10年間備え付け、評議員の閲覧又は写しの請求に備えなければなりません（法第45条の15）。

出席した理事（定款で定める場合は理事長）及び監事は、理事会の議事の経過及びその結果を記載した議事録に署名又は記名押印します（法第45条の14第6項）。

議事録への記載事項は次のとおりです（法施行規則第2条の17）。

- ア 理事会が開催された日時及び場所（テレビ会議等により、当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席方法を含む。）
- イ 理事や監事の請求等により理事会を開催した場合はその旨（理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、記載不要）
- ウ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- エ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- オ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - （ア）競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - （イ）理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - （ウ）理事会で述べられた監事の意見
- カ 定款で記事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- キ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ク 理事会に議長が存するときは、議長の氏名

理事会の決議の省略（定款に記載がある場合可能）があった場合の議事録要記載事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項を提案した理事・評議員の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面を議事録と併せて保管します。

(4) 理事長の専決事項

日常の業務として理事会が定めるものについては、理事会の決定を経ることなく理事長が専決し、理事会に報告することで、業務を行うことができます。

「日常の業務として理事会が定めるもの」の具体例

- ア 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- イ 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ウ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- エ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- オ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - (ア) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - (イ) 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - (ウ) 緊急を要する物品の購入等
- カ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びに処分
- キ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は破棄
- ク 予算上の予備費の支出
- ケ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- コ 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- サ 寄附金の受入れに関する決定

※法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えない。

理事長の専決範囲は、定款細則等で規定するとともに、理事長個人が特別の利害関係を有する事項については、他の理事を選任して専決させます。

6 監事

監事は、理事の職務の執行状況を監査します。この場合、厚生労働省令で定められた監査報告書を作成しなければなりません（法第45条の18）。

また、理事とともに評議員会に対する説明義務を負います（法第45条の10）。

(1) 監事の定数

監事は 2名以上を置くこととされています（法第44条第3項）。

(2) 親族等の制限

監事には、各役員配偶者又は3親等以内の親族その他各評議員・役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者を含むことはできません。(法第44条第7項)

(3) 監事の選任

評議員会の決議によって選任します(法第43条)。決議の際、欠員に備えて補欠の監事を選任することができます。選任の際は、理事が監事の同意を得て評議員会に議案を提出します。

監事のうちには、次に掲げる者を含む必要があります(法第44条第5項)。

ア 社会福祉事業について識見を有する者

イ 財務管理について識見を有する者

また、監事の選任については、次の点に留意してください。

ア 理事、又は当該法人の職員との兼任はできないこと(法第44条第2項)。

イ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

(4) 任期

理事と同様(「4 理事 (4) 任期」を参照)

(5) 業務

監事が行う業務については、法第45条の18及び定款に従い、次の点に留意してください。

ア 理事の業務執行の状況を監査し監査報告を作成すること。

イ 理事及び法人の職員に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査すること。

ウ 理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとき、その旨を理事会に報告すること。

エ 理事会に出席し、必要に応じて意見を述べること。また、ウの報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

オ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、不正を発見した場合は評議員会に報告すること。

カ 理事が法人の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、

又はこれらの行為をするおそれがあるとき、法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事の行為差し止めること。

- キ 法第 45 条の 17 条第 1 項（理事長は、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する）にかかわらず、法人が理事（理事であった者を含む。）に対し、又は理事が法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が法人を代表すること。

(6) 欠員補充

理事と同様（「4 理事 (5) 欠員補充」を参照）

7 会計監査人

会計監査人は法人会計の監査を行います。

(1) 会計監査人の資格

会計監査人は、公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができる者である必要があります（法第 45 条の 2）

当該法人の役職員、又は他の業務により法人から継続的な報酬を受けている者は会計監査人になることができません（法第 45 条の 19 第 5 項）。

(2) 会計監査人の選任

評議員会の決議によって選任します（法第 43 条）。会計監査人の選任及び解任等に関する議案は、監事が決定し、評議員会に提出します。

(3) 任期

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとされますが、その際、別段の決議がなければ再任されたものとみなされます（法第 45 条の 3）。

(4) 業務

会計監査人が行う業務については、法第 45 条の 19 及び定款に従い、次の点に留意してください。

- ア 法人の計算書類と付属明細書を監査し会計監査報告を作成すること。
イ 法人の財産目録その他厚生労働省令で定める書類の監査をすること。

ウ 理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、その旨を監事に報告すること。

第6節 福祉サービスの適切な利用

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努める（法第75条）とともに、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に利用者の立場にたって良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません（法第78条）。

1 情報の開示と外部監査

(1) 福祉サービス情報の提供

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合は、その者に対し当該福祉サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項を説明するよう努める必要があります（法第76条）。

なお、利用契約が成立したときには、経営者の名称や事務所の所在地、福祉サービスの内容や利用料金など厚生労働省令で定める事項を記載した書面を利用者に交付しなければなりません（法第77条）。

(2) 会計の原則

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない（法第45条の23）。会計帳簿及び資料は10年間保存して、評議員の閲覧及び写しの請求に備える必要があります。

また、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、各会計年度に係る計算書類及び事業報告等を作成し、監事の監査（会計監査人設置法人は会計監査人も実施）を受け、監査報告とともに定時評議員会に提出し、承認を受けます。

(3) 経営情報等の開示

社会福祉法人は、次の書類を各事務所に備え、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、何人にもこれを閲覧に供しなければなりません。

なお、評議員及び債権者は、写しの請求もすることもできます。

ア 定款

イ 計算書類

ウ 事業報告書

エ 監査報告書

オ 会計監査報告書（会計監査人がある場合）

カ 財産目録

キ 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載したもの）

ク 報酬等の支給基準

ケ 事業の概要その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類

※イ～オは、各会計年度に係る書類を、定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備える。

※カ～ケは、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に作成して、主たる事務所に 5 年間、従たる事務所にも写しを 3 年間備える。

これらの書類、並びに評議員会及び理事会の議事録を備えなかったり、記載すべき事項を記載しなかったり、不実の記載をしたりしたとき、評議員、理事、監事若しくは会計監査人に 20 万円以下の過料が処せられます（法第 133 条）。

(4) 公告等の方法

法人の業務及び財務等に関する情報についての公表は、インターネットの利用により行います。社会福祉法人から届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関及び独立行政法人福祉医療機構（WAM）の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法により届出があり、行政機関等がその公表を行うときは、インターネットの利用による公表とみなされます。また、その他の情報についても同様の方法で公表することが望ましいとされています。

(5) 外部監査の推進

財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当です。

会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいです。

外部監査が十分に機能すれば、行政による指導監査を補完する意味を持つため、行政監査を簡略化する措置が執られています。

2 苦情解決事業

(1) 目的

社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません（法第 82 条）。

福祉サービス苦情解決事業は、福祉サービスの適正な利用に資するため、利用者等からの福祉サービスに関する苦情を公正かつ円滑に解決することを目的としています。また、社会福祉事業以外の福祉サービスを提供するものについても、苦情解決の仕組みを設けることが適当です。

(2) 苦情解決体制

福祉サービスに関する苦情は、本来、当事者である利用者と事業者との間で自主的に解決されるべきものであることから、まず一義的に事業者段階に苦情受け付け体制や第三者委員などの苦情解決の仕組みを整備します。

さらに、事業者段階では解決が困難な事案の解決や、虐待や法令違反など重大な不当行為の場合の県知事への通知などの役割を担うため、県社会福祉協議会に公正・中立な運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する苦情解決を図ります（法第 83 条、第 85 条、第 86 条）。

ア 事業者段階の仕組み

(ア) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とします。

(イ) 苦情受付担当者

サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命します。苦情受付担当者は次の職務を行います。

- a 利用者からの苦情の受付
- b 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- c 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(ウ) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

- a 設置形態
 - ・事業者は、自らが経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員

を活用できる体制を整備

- ・苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能

b 第三者委員の要件

- ・責任苦情解決を円滑・円満に図ることができる者
- ・世間から信頼性を有する者

(例) 評議員(理事は除く)、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士等

c 人数

- ・中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい
- ・即応性を確保するため、個々に職務に当たることが原則だが、委員相互の情報交換等連携が重要

d 選任方法

- ・第三者委員は、経営者の責任において選任

(例) 理事会で選考し任命、評議員会への諮問、利用者からの意見聴取

e 職務

- ・苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取
- ・苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- ・利用者からの苦情の直接受付
- ・苦情申出人への助言
- ・事業者への助言
- ・苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- ・苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- ・日常的な状況把握と意見傾聴

f 報酬

- ・中立性の確保のため、実費弁償を除き、できる限り無報酬とすることが望ましい
- ・第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない
- ・かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えない

(エ)苦情解決の手順

a 利用者への周知

- ・施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知

- b 苦情の受付
- ・ 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける
(第三者委員が直接苦情を受け付けることも可能)
 - ・ 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認
 - (a) 苦情の内容
 - (b) 苦情申出人の希望等
 - (c) 第三者委員への報告の要否
 - (d) 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否
- ※ (c) 又は (d) が不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る
- c 苦情受付の報告・確認
- ・ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する
(苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否した場合を除く)
 - ・ 投書など匿名の苦情は、第三者委員に報告し必要な対応を行う
 - ・ 第三者委員は、苦情受付担当者からの苦情内容の報告を受けた場合、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知
- d 苦情解決に向けての話し合い
- ・ **苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める**
 - ・ 苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる
 - ・ 第三者委員の立ち会いによる話し合いは次により行う
 - (a) 第三者委員による苦情内容の確認
 - (b) 第三者委員による解決案の調整、助言
 - (c) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
 - ・ 苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる
- e 苦情解決の記録、報告
- ・ 苦情解決や改善を重ねることで、サービスの質を高め、運営の適正化を確保するため、記録と報告を積み重ね実効あるものとする
 - (a) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録
 - (b) 苦情解決責任者は、一定期間毎に、苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける

- (c) 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告

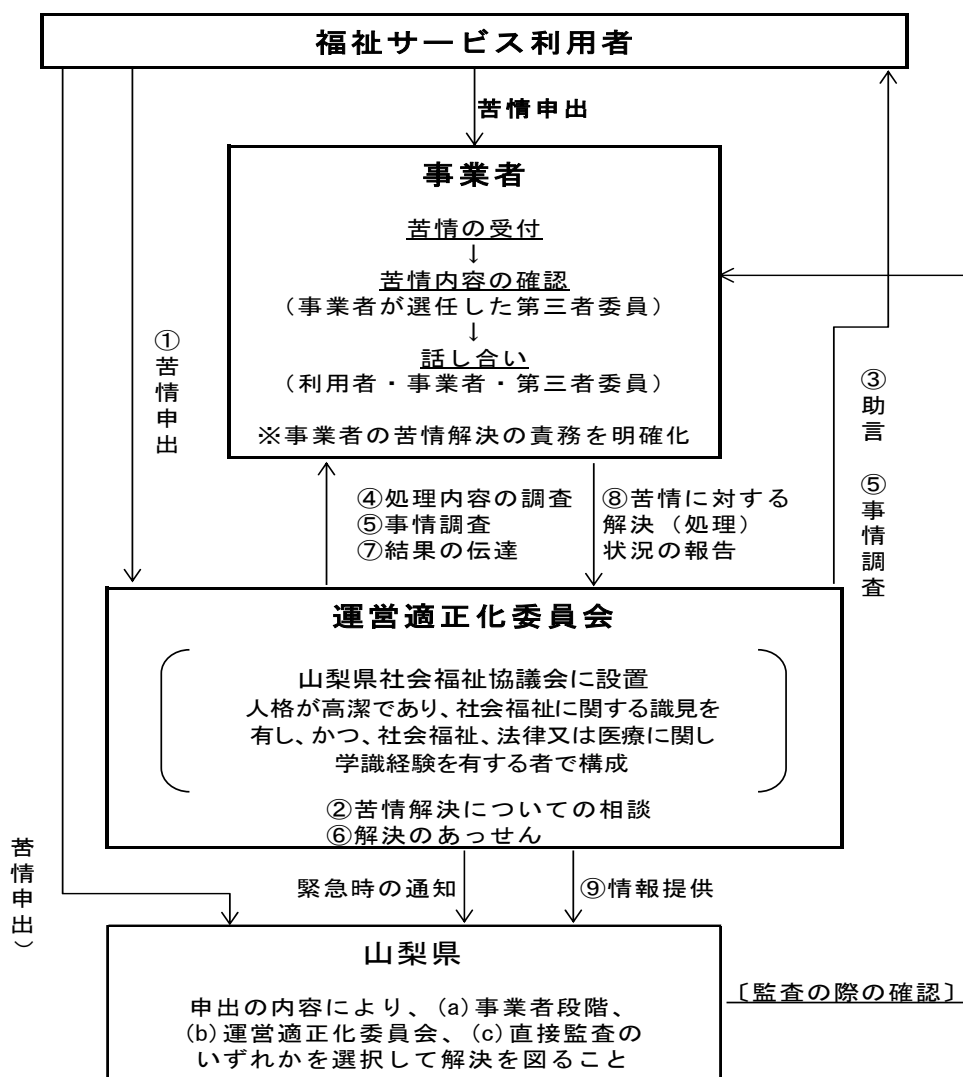
f 解決結果の公表

- ・利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、公表する

イ 都道府県段階の仕組み

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、山梨県社会福祉協議会に、公正・中立な第三者機関として、運営適正化委員会を設置し、苦情解決のための助言、相談、調査、あっせん等の事業を行い、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援しています。

福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



3 第三者評価事業

(1) 事業の意義

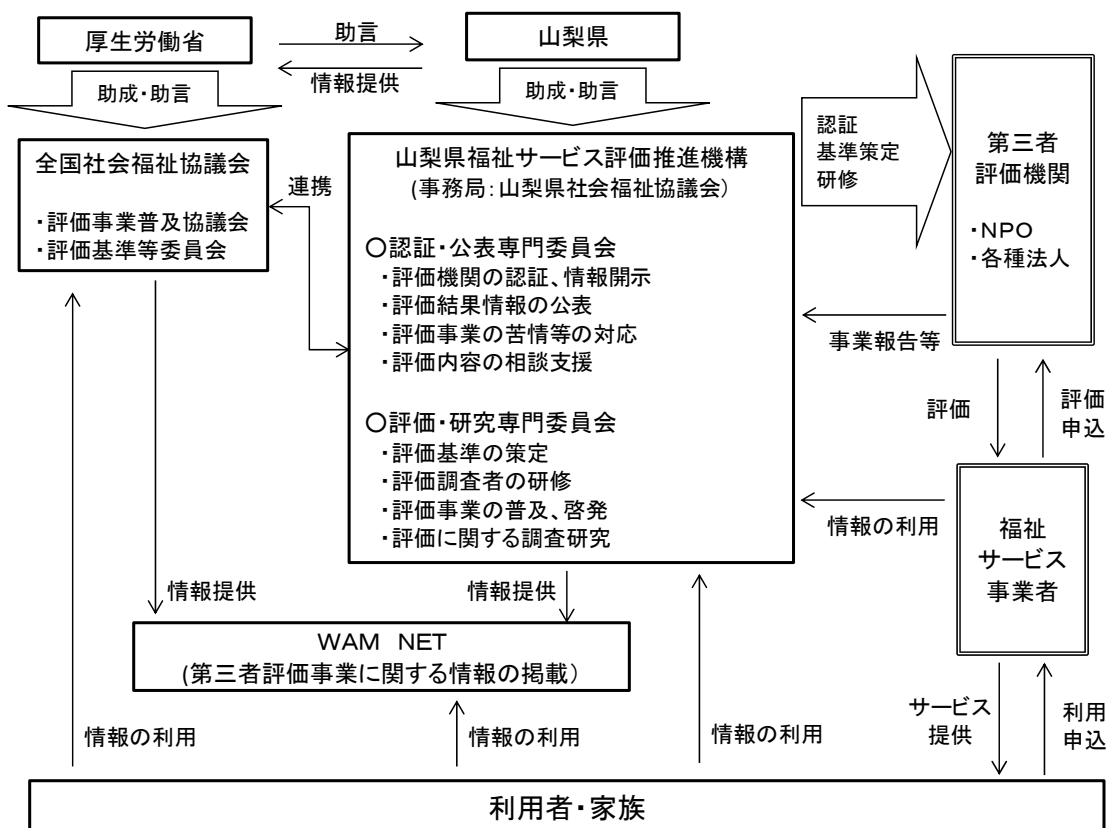
社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません（法第78条第1項）。

福祉サービスにおける第三者評価事業とは、事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上を可能にするとともに、利用者にとって適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。

(2) 対象事業

全ての社会福祉事業



第7節 社会福祉法人に対する監督

1 所轄庁

社会福祉法人の認可、指導及び監督を行う所轄庁は、都道府県知事ですが、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないものは、市長となります（法第30条第1項）。

ただし、その行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるもので厚生労働省令により定めるものにあつては、厚生労働大臣とされます。（法第30条第2項）

法人の行う事業が当該市の区域を超えるか否かは次の基準により判断します。

- (1) 施設経営事業の場合、施設の所在地が2以上の市町村にわたるか否か
- (2) それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等も、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断
- (3) 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断

法人が行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となります。

- (1) 全国を単位として行われる事業
- (2) 地域を限定しないで行われる事業
- (3) 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- (4) (1)～(3)までに類する事業

(例) 山梨県富士吉田市に法人本部がある場合の所轄庁

- ・ 富士吉田市内のみで事業を行う場合、富士吉田市長
 - ・ 市外を含む山梨県内で事業を行う場合、山梨県知事
 - ・ 山梨県と神奈川県（両県とも関東信越厚生局管轄区域）で事業を行う場合、主たる事務所が所在する山梨県知事
 - ・ 山梨県と静岡県（東海北陸厚生局管轄区域）で、厚生労働省令に定める事業を行う場合、厚生労働大臣
- 厚生労働省令で定めた事業以外のものであれば山梨県知事

公益事業及び収益事業についても基本的には同様に取り扱います。

※以下、第2章における各種手続は、山梨県知事を所轄庁とする社会福祉法人の場合についての記述となります。

2 監督

社会福祉法人に対する業務等の監督は、それぞれの所轄庁が行います。

(1) 報告の徴収・検査（法第 56 条第 1 項）

社会福祉法人の所轄庁は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため、必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は財産の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務及び財産の状況若しくは帳簿、書類等を検査させることができる。虚偽報告や検査の拒否、妨害等を行ったときは、法人の理事、監事は、20 万円以下の過料が処せられる（法第 133 条）。

(2) 業務改善勧告・公表・命令（同条第 4～6 項）

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期限を定めて必要な措置を採るよう勧告できる。勧告に従わなければそれを公表し、期限を定めて必要な措置をするよう命ずることができる。

(3) 業務の停止命令・役員解職勧告（同条第 7 項）

前項の業務改善命令にも従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。

(4) 法人の解散命令（同条第 8 項）

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき又は正当の事由がないのに 1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

3 助成に伴う監督

国又は地方公共団体が社会福祉法人に対し、助成等を行った場合には、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達成することを確保するため、以下の権限を有しています（法第 58 条第 2 項）。

- (1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。
- (2) 助成の目的に照らして、法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- (3) 役員が法令又は定款等に違反した場合に、その役員解職を勧告すること。

国又は地方公共団体は、法人が（１）～（３）の措置に従わなかった場合、助成した補助金等の全部又は一部の返還を命じることができます（法第 58 条第 3 項）。

4 社会福祉事業に伴う調査・改善命令・許可の取消し等

都道府県知事は、法の目的を達成するため、社会福祉事業の経営について、必要と認める事項の報告を求め、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査できます（法第 70 条）。社会福祉施設を設置し、第一種社会福祉事業を経営するために法 62 条第 1 項の届出、又は同条第 2 項による許可を受けた者の施設が、法令の基準に適合しないと認められるときは、必要な措置を採るべき旨を命じることができます（法第 71 条）。

さらに、都道府県知事は、法第 70 条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、法第 71 条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営営することを制限し、その停止を命じ、又は収益事業の収益を社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用することや施設設置の許可等を取り消すことができます（法第 72 条）。

第2章 社会福祉法人の各種申請手続

第1節 社会福祉法人の設立

1 概要

社会福祉法人は、法第2条に規定する社会福祉事業を行うために設立される法人ですが、法人の設立にあたっては、法第24条の原則に基づくほか、社会福祉事業を行うに必要な資産の所有等、各種要件を満たす必要があります。

2 設立に関する事務手続

設立にあたっては、設立準備委員会を設置して、法人設立に関する事務を行うとともに、設立代表者が設立認可申請を行います。

山梨県知事を所轄庁とする社会福祉法人を設立する場合、社会福祉法人設立認可申請書と必要な添付書類を山梨県知事に提出してください。

※所轄庁が市長となる法人の手続は、当該各市にて行われます。

(1) 設立準備委員会

設立準備委員会は次の事項について、検討を行います。

- ア 設立代表者の選出
- イ 設立当初の役員等の選出
- ウ 定款等の作成
- エ 事業計画、資金計画及び施設計画の作成
- オ 地元機関、住民等との調整等

認可申請書提出の前段階として、事前資料（認可申請書と同じ書類）を提出してもらい、事前審査を行います。それまでの協議にて、次の基礎的事項を確認し、事業計画に具体性・実現性があるか確認していくことになります。

- ・ どのような社会福祉事業を行うのか
- ・ どこに施設を設置するのか
- ・ 役員（理事・監事）はどのようなメンバーを検討しているか
- ・ 基本財産（社会福祉事業を行うに必要な資産）をどのように確保するか

(2) 提出書類等（社会福祉法施行規則第 2 条）

別添「山梨県社会福祉法人認可基準」「社会福祉法人設立認可申請の手引」等を参照してください。

(3) 提出部数

- ・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2 部（正本 1 部、副本 1 部）

社会福祉法人の設立に関する事務スケジュール(例)

※R4.4から事業を開設する場合

		社会福祉法人設立認可手続	施設建設手続	備考	
R2	7	設立準備委員会の設置 ・設立代表者等の選出 ・定款の作成 ・事業計画等の作成 <div style="text-align: center;"> <p style="margin: 0;">法人設立 担当者との 協議</p> </div>	施設建設・運営計画 ・土地の確保 ・開発行為許可 ・農地転用許可等 資金計画の確保 ・建築資金 ・運営資金 地元機関、住民との調整		
	8				
	9				
	10				
	11				
	12	事前資料の提出			
R3	1	理事長・施設長事前面接	施設整備計画書の提出	設計契約 工事請負契約 工事着工届の提出	
	2	社会福祉法人・施設整備等審査会			
	3	設立認可申請書 及び添付書類の作成	(独)福祉医療機構へ借入申込書の提出 国庫補助協議(施設整備計画)		
	4				
	5				
	6				国庫補助金内示 (独)福祉医療機構貸付内定
	7				補助金交付申請書の提出
	8	設立認可申請書の提出 ↓ 書類審査等			
	9	↓ 法人認可 認可書交付式			
	10	↓ 設立登記(法人設立)			
	11	↓ 財産移転・設立完了報告書の提出			
	12	補助金交付決定			
R4	1	定款変更届の提出 (施設建物の基本財産への編入)	施設設置認可申請書の提出 補助金実績報告書の提出 施設設置認可・補助金の確定 事業開始届の提出 施設開所 補助金交付	工事完成 竣工検査 工事完了届の提出	
	2				
	3				
	4				
	5				

3 設立認可後の事務手続

(1) 法人の設立登記

社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（法第34条）。所轄庁の認可が行われると、法人設立認可書が交付され、設立の登記を行うことが可能となります。設立認可書の認可日から2週間以内に設立登記を行ってください（登記令第2条）。

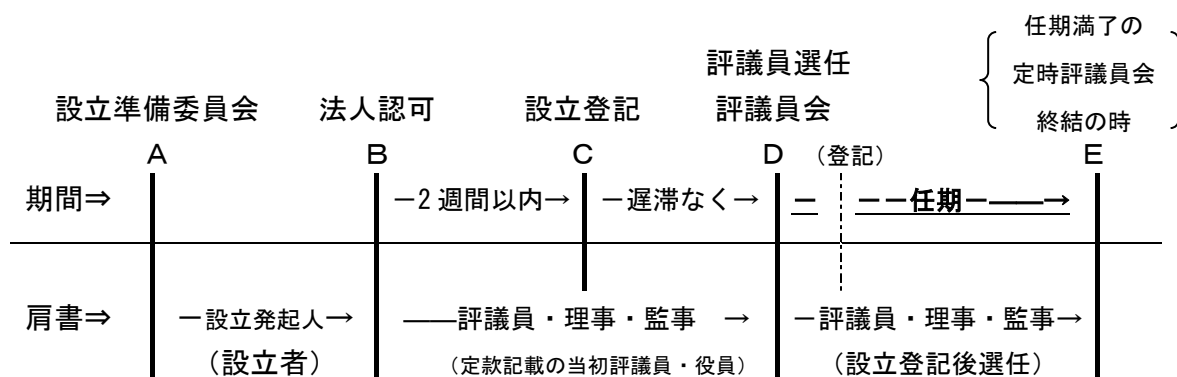
所轄庁の認可が行われただけでは、法人は設立されたことになりません。

(2) 評議員及び役員を選任

定款の附則に記載されている設立当初の評議員、役員は、設立者が決定した役員であり、定款の選任手続に基づいて選任された者ではありません。法人の設立登記後遅滞なく、改めて定款の規定に従って評議員を選任、評議員会を開催して役員を選任（会計監査人を設置する場合は併せて選任）して、理事の中から理事長（代表権を有する理事）を選任する必要があります。

設立当初に登録した代表権を有する理事が再任された場合には重任登記を、別の理事が選任された場合には就任登記をそれぞれ行ってください。

なお、任期は登記日からではなく、選任日からの起算となります。



定款の規定に基づき、役員等の選任を行い、登記した後は役員等の必要書類として次の書類を備えます。これらの書類は、任期ごとに必ず備えます。

理事・監事の場合	評議員の場合
役員名簿	評議員名簿
就任承諾書	就任承諾書
誓約書	誓約書
履歴書	履歴書
委嘱状（写）	委嘱状（写）

(3) 財産移転・設立完了報告書の提出

寄附を受けた財産については、法人設立後に帰属します（法第35条）。設立登記を終えたら、認可申請時に写しを提出した贈与契約等に基づき、速やかに設立当初の財産目録に記載した財産の移転を行ってください。

移転終了後、1ヶ月以内に、山梨県知事（所轄庁）に財産移転・設立完了の報告をしてください。

(4) 不動産使用証明願の提出

社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する不動産を保存登記する場合、登録免許税法第4条第2項（別表第3）により、登録免許税が非課税となります。

この場合、同法施行規則第3条の規定に基づく書類が必要となるので、当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（当該不動産が指定都市・中核市に所在する場合は当該指定都市・中核市の長）に不動産使用証明願を提出してください（「第5節 不動産使用証明願」も参照）。

不動産の所有権保存又は移転登記に係る場合、登記後速やかに基本財産に編入し、定款変更届又は定款変更認可申請をすることが理事会議事録又は評議員会議事録等により明らかになっていることが必要です。

(5) 定款変更届出書の提出

設立認可申請時の定款に、基本財産として記載されていない施設の建物が完成した場合には、当該建物を基本財産に編入するため、基本財産の増加に係る定款変更届出書を山梨県知事（所轄庁）に提出してください。

第2節 定款変更

1 概要

社会福祉法人の定款変更は、評議員会の決議によるものとされます（法第45条の36第1項）。さらに、厚生労働省令で定める事項に係るものを除き、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じません（同条第2項）。その際には、定款変更認可申請書と必要な添付書類を、山梨県知事（所轄庁）に提出してください。

なお、厚生労働省令で定める事項に係る定款変更は、評議員会の決議の後、遅滞なく所轄庁に届け出る必要があります（後述）。

2 定款変更の認可申請手続

(1) 提出書類（法施行規則第3条）

「定款変更認可申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

・所轄庁が山梨県知事の場合：2部（正本1部、副本1部）

(3) 新たに事業を開始する場合の定款変更手続について

新たに事業を開始する場合、事業計画及び資金計画が成立し、補助金等必要な手続を経て事業が開始可能になった段階で、定款変更の認可手続をとってください。事業開始後に手続が行われないう、注意してください。

(4) 登記事項の手続

当該定款の変更事項が、社会福祉法人の登記に係わる変更のときは、主たる事務所の所在地において、2週間以内に登記所へ変更登記を行ってください。

(5) 定款変更内容等についての事前の相談について

変更内容については、事前に、福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

定款変更認可申請添付書類一覧(○…必要な書類、△…非該当の場合不要)

添付書類	変更事項	事業の開始		事業の 廃止	基本財産 の増加	基本財産 の処分	役員等 定数変更	準則に あわせた 条文変更	備考
		設置経営	受託経営						
1	定款変更認可申請書	○	○	○	○	○	○	○	
2	添付書類目録	△	△	△	△	△	-	-	軽易なものは省略しても可
3	理事会議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4	評議員会議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
5	財産目録	○	-	-	○	-	-	-	
6	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	
7	現行の定款	○	○	○	○	○	○	○	
8	事業計画書	○	○	-	-	-	-	-	事業開始年度及び次年度の2年度分
9	収支予算書	○	○	-	-	-	-	-	事業開始年度及び次年度の2年度分
10	決算書	○	○	-	○	-	-	-	定款変更事由発生年度又は定款変更事由発生前年度の収支計算書及び貸借対照表等
11	補助金等の決定通知書(写)	△	-	-	△	-	-	-	補助金、交付金又は助成金等がある場合
12	借入金決定(内定)通知書(写)	△	-	-	△	-	-	-	借入先が(独)福祉医療機構の場合受理証明書も可
13	償還計画書	△	-	-	△	-	-	-	借入金がある場合、各年度毎の償還額及び償還財源がわかるもの
14	償還金贈与契約書(写)	△	-	-	△	-	-	-	償還財源に贈与金を予定する場合
15	資金贈与契約書(写)	△	-	-	△	-	-	-	土地、建物取得等に必要資金とする場合
16	不動産の価格評価書又は固定資産税の評価証明書	△	-	-	△	-	-	-	不動産贈与の場合
17	工事関係契約書(写)又は見積書(写)	△	-	-	△	-	-	-	
18	工事関係等領収書(写)	△	-	-	△	-	-	-	建築完成済の場合
19	不動産売買契約書(写)又は贈与契約書(写)	△	-	-	△	-	-	-	
20	不動産登記簿謄本	△	-	-	○	○	-	-	申請日から3月以内に取得した不動産全部事項証明書
21	検査済証(写)又は建築確認書(写)	△	-	-	△	-	-	-	建築基準法で必要とされている場合
22	土地の公図	△	△	-	△	-	-	-	申請日から遡って3月以内に取得した公図
23	建物の図面	△	△	-	△	-	-	-	配置図・平面図等
24	受託事業の概要説明書	-	○	-	-	-	-	-	
25	受託契約書(写)	-	○	-	-	-	-	-	
26	関係条例等(写)	-	○	-	-	-	-	-	公の施設の受託経営の場合、当該施設の設置及び管理委託に関する事項を明記したもの
27	廃止事業に係る財産の処分方法	-	-	○	-	△	-	-	
28	事業の廃止届(写)又は廃止認可書(写)等	-	-	○	-	△	-	-	
29	基本財産処分承認書(写)	-	-	△	-	△	-	-	
30	施設長の資格を有する書類(写)	△	△	-	-	-	-	-	開始する事業に資格要件がある場合
31	施設長履歴書(写)	△	△	-	-	-	-	-	
32	施設長就任承諾書(写)	△	△	-	-	-	-	-	
33	その他県が必要と認めた書類	△	△	△	△	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員の名簿等

※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。

3 厚生労働省令で定める事項の定款変更届

社会福祉法人が、法施行規則第4条で定める定款の変更を行う場合は、理事会の議決等、定款で定める手続きを経た後、**定款変更届出書**と必要な添付書類を山梨県知事（所轄庁）に提出してください。

これらの定款変更の効力は、所轄庁の認可を要するものとは異なり、理事会の議決等、定款所定の手続きを経た日より発生します。

法施行規則第4条で定める事項

- ・ 資産に関する事項（基本財産の増加に限る※）
- ・ 事務所の所在地
- ・ 公告の方法

※この場合の基本財産の増加は既存の財産の変更ではなく、全く新しく財産を取得した場合を指します。そのため建物の改築や増築、土地の地積変更等既存の基本財産から変更を加える増加は、定款変更認可事項となります。

（参考）申請と届出の違い

建物	新築	定款変更届
	改築	定款変更認可申請
	増築	定款変更認可申請
土地	新規取得	定款変更届
	地積変更	定款変更認可申請
現金	増加	定款変更届
	減少	定款変更認可申請

(1) 提出書類（法施行規則第3条）

「定款変更届添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

- ・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2部（正本1部、副本1部）

(3) 事務所移転の登記手続

（主たる）事務所を移転したときは、2週間以内に旧所在地において移転の登記を行い、新所在地において登記事項の登記を行ってください。

(4) 定款変更内容等についての事前の相談について

変更内容の決定等については、あらかじめ福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

定款変更届添付書類一覧(○…必要な書類、△…非該当の場合不要)

添付書類	変更事項	基本財産増加	事務所所在地	公告方法	備考
1	定款変更届出書	○	○	○	
2	添付書類目録	△	—	—	輕易なものは省略しても可
3	理事会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4	評議員会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
5	変更後の定款	○	○	○	
6	現行の定款	○	○	○	
7	財産目録	○	—	—	
8	決算書	○	—	—	定款変更事由発生年度又は定款変更事由発生前年度の収支計算書及び貸借対照表等
9	補助金等の決定通知書(写)	△	—	—	補助金、交付金又は助成金等がある場合
10	借入金決定(内定)通知書(写)	△	—	—	借入先が(独)福祉医療機構の場合受理証明書も可
11	償還計画書	△	—	—	借入金がある場合、各年度毎の償還額及び償還財源がわかるもの
12	償還金贈与契約書(写)	△	—	—	償還財源に贈与金を予定している場合
13	資金贈与契約書(写)	△	—	—	土地、建物取得等に必要資金とする場合
14	不動産の価格評価書又は固定資産税の評価証明書	△	—	—	不動産贈与の場合
15	工事関係契約書(写)又は見積書(写)	△	—	—	
16	工事関係等領収書(写)	△	—	—	建築完成済の場合
17	不動産売買契約書(写)又は贈与契約書(写)	△	—	—	
18	不動産登記簿謄本	○	—	—	申請日から3月以内に取得した不動産全部事項証明書
19	検査済証(写)又は建築確認書(写)	△	—	—	建築基準法で必要とされている場合
20	土地の公図	△	—	—	申請日から遡って3月以内に取得した公図
21	建物の図面	△	—	—	配置図、平面図等
22	その他県が必要と認めた書類	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員の名簿等

※新たに事業を開始する場合の基本財産の増加は、No.11～17、19～21の添付書類は不要
 ※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。

第3節 基本財産の担保提供

1 概要

社会福祉法人が所有する基本財産は、社会福祉事業と密接不可分の関係にあるため、厳重な管理が要請されます。

基本財産の担保提供を行う場合、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、山梨県知事（所轄庁）の承認を得る必要があります。

ただし、次に掲げる場合、定款に定めていれば、知事（所轄庁）の承認を必要としません。

- ア 独立行政法人福祉医療機構に対して、基本財産を担保に供する場合
- イ 独立行政法人と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資による担保に限る。）
- ウ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合（定款に規定されている場合に限る）。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

2 担保提供の承認手続

(1) 提出書類

「基本財産担保提供承認申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

- ・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2部（正本1部、副本1部）

(3) 担保提供が認められる要件

担保提供のためには、次の要件が満たされている必要があります。

ア 目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務担保など、法人の事業とは無関係の目的で行うことはできません。借入金の目的は社会福祉事業に限られます（公益事業や収益事業に充てる借入金に係るものも認められません）。

イ 担保提供の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めない、基本財産以外に処分しうる財産が存在しない等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達的手段がないことが必要です。

ウ 方法の妥当性

適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断し、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められる必要があります。

エ 意思決定の適法性

理事会等の議事録から、定款所定の手続きを経ていると認められることが必要です。

※根抵当権の設定

根抵当権は、一定の範囲内の不特定の債権を、極度額の範囲内において担保するために不動産上に設定される担保物権であり、イ 担保提供の必要性や、ウ 担保提供の方法の妥当性から認められません。

(4) 担保提供内容等についての事前の相談について

基本財産を担保提供する場合については、法人の理事会及び評議員会で審議する前に、あらかじめ福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

基本財産担保提供承認申請添付書類一覧(○…必要な書類、△…非該当の場合不要)

添付書類	担保提供事項	施設建設及び 不動産購入 資金の借入れ	運営(運転) 資金の 借入れ	担保 物件の 変更	備考
1	基本財産担保提供承認申請書	○	○	○	
2	添付書類目録	○	○	○	添付書類が少ない場合は省略可
3	理事会及び評議会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4	財産目録	○	○	○	直近のもの(作成済みで最新)
5	現行の定款	○	○	○	
6	不動産登記簿謄本	○	○	○	申請日から3月以内に取得した不動産全部事項証明書
7	資金計画書	○	○	○	収入、支出毎に区分
8	補助金等の決定 (内定)通知書(写)	△	—	—	補助金等がある場合
9	助成金等の決定 (内定)通知書(写)	△	—	△	助成金等がある場合
10	自己資金贈与契約書(写)	△	—	△	
11	身分証明書 印鑑登録証明書 残高証明書	△	—	△	寄附金を予定している場合(印鑑登録証明書・残高証明書は申請日から遡って3か月以内の証明書)
12	借入金決定通知書(写) (受理証明書)等	○	○	○	
13	償還計画表	○	○	○	各年次別に償還額及び充当財源を明記
14	償還金贈与契約書(写)	△	△	△	
15	身分証明書 印鑑登録証明書 所得証明書	△	△	△	償還財源に寄附金を予定している場合(印鑑登録証明書は申請日から遡って3か月以内の証明書)
16	各種補助要綱等	△	△	△	市町村が債務負担等する場合
17	決算書	○	○	○	前年度の収支決算書 貸借対照表等
18	工事関係見積書 契約書(写)・領収書(写)	○	—	△	設計委託費、 初度調弁費等も含む。
19	売買関係見積書 契約書(写)・領収書(写)	△	—	△	不動産の売買を 予定している場合
20	図面(平面図、配置図、公図)	○	○	○	担保提供物件を色分けする
21	その他県が必要と認めた書類	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員の名簿等
<p>※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。</p>					

第4節 基本財産の処分

1 概要

社会福祉法人が所有する基本財産は、社会福祉事業と密接不可分の関係にあるため、厳重な管理が要請されます。

基本財産の取壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、その他財産への切替え、公益事業用財産への切替え、収益事業用財産への切替え等、基本財産の処分を行う場合、理事会の議決等定款で定める手続きを経た後、山梨県知事（所轄庁）の承認を得る必要があります。

ただし、次に掲げる場合、知事（所轄庁）の承認を必要としません。

- ア 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合
- イ 施設の増築を行う場合で、建物の基本的形状に変更がないと認められ、仮に修復するとしても多額の費用を要しないような軽微な処分の場合

2 財産処分の承認手続

(1) 提出書類

「基本財産処分承認申請添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

- ・所轄庁が山梨県知事の場合：2部（正本1部、副本1部）

(3) 処分が認められる場合

処分のためには、次の要件が満たされている必要があります。

ア 目的の妥当性

法人の役員や役員の経営する会社等の債務に充てるなど、法人の事業とは無関係の目的で行うことはできません。

イ 処分の必要性

国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めない、基本財産以外に処分しうる財産が存在しない等の理由により、基本財産の処分を行う以外に適当な手段がないことが必要です。

ウ 方法の妥当性

処分によって当該法人の事業運営に支障が生じないと認められる必要があります。

エ 意思決定の適法性

理事会等の議事録から、定款所定の手続きを経ていると認められることが必要です。

(4) 処分後の手続き

上記手続きにより、基本財産の処分について承認を受け、当該財産を処分した後は、速やかに定款変更を行ってください（基本財産部分の修正）。

(5) 処分内容についての事前の相談について

基本財産の処分等については、法人の理事会及び評議員会で審議する前に、あらかじめ福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

基本財産処分承認申請添付書類一覧(○…必要な書類、△…非該当の場合不要)

添付書類	処分等事項	不動産の売却等	建物の取壊し	現金(基金)取崩し	備考
1	基本財産処分承認申請書	○	○	○	
2	添付書類目録	○	○	○	添付書類が少ない場合には省略可
3	理事会及び評議員会議事録(写)	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4	財産目録	○	○	○	処分前直近のもの
5	現行の定款	○	○	○	
6	不動産登記簿謄本	○	○	—	申請日から3月以内に取得した不動産全部事項証明書
7	残高証明書	—	—	○	基本財産に関するもの(申請日から遡って3か月以内の証明書)
8	不動産価格評価書	○	—	—	市町村発行の証明書等(備考等に近傍地の評価額が入ったもの)
9	売買価格等を証する書類	○	—	—	売買(交換)仮契約書(写)等
10	売却金等の用途計画書	○	—	○	経緯等を含め具体的に記載
11	施設建設(改築)計画書	△	△	△	施設整備を伴う場合
12	図面(平面図、配置図、公図)	○	○	—	処分物件を色分けすること(公図は申請日から遡って3か月以内の公図)
13	その他県が必要と認めた書類	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員の名簿等

※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。

第5節 不動産使用証明願

1 概説

社会福祉法人が自己のために受ける登記で、法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する建物の所有権、又は土地の権利の取得登記は、登録免許税が非課税となります（登録免許税法第4条第2項（別表第3））。

（※公益事業及び収益事業の用に供する不動産は該当しないことに留意）

登記の際、登録免許税法施行規則第3条に規定された書類が必要となるので、当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市に所在する場合は当該指定都市・中核市の長）に不動産使用証明願を提出してください。

2 不動産使用証明願の事務手続

(1) 提出書類

「不動産使用証明願添付書類一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

1部（ただし、不動産使用証明願は2部提出）

(3) 不動産使用証明についての事前の相談について

登記後速やかに基本財産に編入し、定款変更の手続きをすることが理事会議事録又は評議員会議事録等により明らかになっていることが必要です。

福祉保健部福祉保健総務課福祉企画担当と相談しながら進めてください。

不動産使用証明願添付書類一覧（○…必要な書類、△…非該当の場合不要）

証明事項	建設	購入	贈与	賃借権等 設定	備考
1 不動産使用証明願	○	○	○	○	2部提出
2 山梨県収入証紙(400円)	○	○	○	○	山梨県へ提出時に貼付等せず購入時の状態で
3 理事会議事録（写）	○	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
4 評議員会議事録（写）	○	○	○	○	(必須) 理事長等適切な証明権者の原本証明
5 基本財産編入誓約書	○	○	○	—	
6 事業計画書	○	○	○	○	事業開始年度
7 収支計算書	○	○	—	—	建設又は購入に係るもの
8 不動産登記簿謄本	○	○	○	○	建物建設の場合は、表示登記済のもの（申請日から3月以内に取得したもの）
9 不動産売買契約書（写）	—	○	—	—	
10 不動産贈与契約書（写）	—	—	○	—	
11 印鑑登録証明書	—	—	○	—	申請日から遡って3か月以内の証明書
12 土地賃借契約書又は 地上権設定契約書（写）	—	—	—	○	
13 工事関係契約書（写）	○	—	—	—	建物建設請負契約書・設計監理契約書等
14 領収書（写）	○	○	—	○	
15 建物引渡書（写）	○	○	—	—	
16 建物の図面	○	△	△	—	
17 土地の公図	○	○	○	○	申請日から遡って3か月以内のもの
18 その他県が必要と認めた書類	△	△	△	△	各決議充足の有無確認のため、役員名簿、評議員名簿等

※当該理事会・評議員会を決議省略した場合は、各議事録の写しとともに、理事会は理事全員の同意及び監事全員の異議がないことを確認した書面の写しを、評議員会の場合は評議員全員の同意を確認した書面の写しを提出して下さい。

第6節 解散

1 解散の事由

解散とは、法人がその積極的活動を停止し、残務処理（清算）の過程に入り、清算法人となることです。

社会福祉法人は、次の事由によって、解散します（法第46条第1項）。

(1) 評議員会の議決（第1号）

この事由による場合、所轄庁の認可がなければ、効力は生じません。

(2) 定款に定めた解散事由の発生（第2号）

(1)、(3)～(6)以外で、定款上、解散事由を規定している場合です。解散の際は、遅滞なくその旨を清算人が所轄庁に届け出ます。

この場合は、設立認可の際に定款で解散事由の妥当性が認められており、これらの事由が発生したことによって当然に法人が解散するものであることから、届出をもって足りるとされております。

(3) 目的たる事業の成功の不能（第3号）

法人が目的とする社会福祉事業の経営が客観的に不可能（「法令上不能」と「事実上不能」となった場合の双方を含む）となった場合です。この事由による場合、所轄庁が認定しなければ、効力を生じません。

(4) 合併により当該法人が消滅する場合（第4号）

吸収合併の場合は吸収される法人が、新設合併の場合は合併に加わった全ての法人が解散します。この場合、合併について所轄庁の認可を受けるため、解散について所轄庁の認可は必要ありません。

(5) 破産手続開始の決定（第5号）

社会福祉法人の債務について、保有する財産をもって完済することができなくなった場合、裁判所は理事若しくは債権者の申立てにより、又は職権で破産手続開始の決定をします。この場合、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければなりません（法第46条の2）。

(6) 所轄庁の解散命令（第 6 号）

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な事由がないのに 1 年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、所轄庁は解散を命ずることができます（法第 56 条第 8 項）。

2 解散の認可又は認定の申請手続

法第 46 条第 1 項第 1 号による解散の認可、又は同第 3 号による解散の認定を受けようとする場合は、解散認可（認定）申請書と必要な添付書類を、山梨県知事（所轄庁）に提出してください。

(1) 提出書類（法施行規則第 5 条）

ア 社会福祉法人解散認可（認定）申請書

※解散の理由及び残余財産の処分方法を記載する

イ 法第 46 条第 1 項第 1 号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

ウ 財産目録及び貸借対照表

エ 負債がある場合は、その負債を証明する書類

オ その他県が必要と認めた書類

(2) 提出部数

・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2 部（正本 1 部、副本 1 部）

3 定款で定めた解散事由の発生又は破産による届出

法第 46 条第 1 項第 2 号による解散事由が発生した場合、又は同第 5 号による破産手続開始の決定があった場合、清算人は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法第 46 条第 3 項）。

4 清算手続

社会福祉法人が解散したときは、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまで存続するものとみなされます（法第 46 条の 4）。

なお、合併の場合は、一切の権利義務が合併後に設立される法人に引き継がれるため、清算の必要はありません（「第 7 節 合併」も参照）。また、破産の

場合には、破産法に従って破産手続きが進められます。

(1) 清算法人における機関の設置

清算をする社会福祉法人（以下、清算法人）には、1人又は2人以上の清算人と3人以上の評議員及び評議員会を置かなければなりません（法第46条の5、法第46条の8）。清算人には、理事、定款で定める者又は評議員会の決議によって選任された者がなります。清算人となる者がいないとき、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を選任することができます（法第46条の6）。

また、定款の定めにより、3人以上の清算人で構成する清算人会又は監事を置くことができます。会計監査人を置くことになっている特定社会福祉法人であった清算法人には、監事を置く必要があります。

清算人は、清算法人を代表します（法第46条の11）。

(2) 解散の登記及び清算人の届出（登記令第7条、法第46条の6）

法人が解散したときは解散登記をしなければなりません。

解散する法人の清算人は、主たる事務所の所在地で2週間以内に解散登記をするとともに、所轄庁に清算人の氏名及び住所を届け出てください。

なお、合併で消滅する法人の解散登記は、合併後の存続法人又は新設法人の代表者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記申請と同時に行ってください。

破産による解散の場合は裁判所が解散の登記を囑託することとなります。

(3) 清算人の職務及び権限（法第46条の9）

清算人の職務は、次のとおりです。

ア 現務の結了

解散後、継続している事業について、理事から事務を引継ぎ整理します。

イ 債権の取立て及び債務の弁済

清算法人は、清算開始後遅滞なく、債権者に対し一定の期間内（2ヶ月を下ることはできません）に、その債権の申出をすべき旨を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にその申出の催告をする必要があります。公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければなりません（法第46条の30）。期間の経過後に申出をした債権者は、社会福祉法人の債務が完済された後、まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、

請求をすることができます（法第 46 条の 34）。

なお、清算中の社会福祉法人の財産が、その債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は直ちに破産手続開始の申立てをし、決定後、破産管財人にその事務を引継ぎます（法第 46 条の 12）。

ウ 残余財産の引渡

合併による法人の消滅及び破産による解散の場合を除いて、所轄庁への清算終了の届出の際、残余財産は定款の定めるところにより、その帰属すべき者に引き渡します（法第 47 条第 1 項）。残余財産の帰属者に選定された者が存在しない場合や、その者が財産の受取を拒否した場合は国庫に帰属します（同条第 2 項）。

(4) 清算人の損害賠償責任

清算人が任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います（法第 46 条の 14）。

また、清算人が職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき、及び財産目録等に虚偽の記載を行ったとき、及び虚偽の登記や公告を行ったことで第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。他の清算人、監事又は評議員等も、連帯して債務を負うこととなります（法第 46 条の 15、法第 46 条の 16）。

(5) 清算人会の権限（法第 46 条の 17）

清算人会は、全ての清算人で組織し、次の職務を行います。

ア 清算人会設置法人の業務執行の決定

イ 清算人の職務執行の監督

ウ 代表清算人の選定及び解職

清算人会の決議は、議決に加わることができる清算人の過半数が出席しその過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上）をもって決定します。なお、清算人会の議事については議事録を作成し、開催の日から 10 年間、主たる事務所に備え置き、評議員及び裁判所の許可を得た債権者の閲覧や写しの請求に備える必要があります。

(6) 財産目録等の作成（法第 46 条の 22、法第 46 条の 24）

清算人は、就任後遅滞なく清算法人の財産状況を調査し、清算を開始した日における財産目録及び貸借対照表（以下、財産目録等）を厚生労働省令に基づき作成して、清算人会及び評議員会の承認を受けなければなりません。清算法人は、財産目録等を作成したときから清算終了の登記の時までの間、その財産

目録等を保存する必要があります。

また、清算法人は各清算事務年度（清算を開始することとなった日の翌日から1年の期間）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの付属明細書を作成します。これらは監事の監査を受け、定時評議員会の1週間前の日から清算終了登記の時まで主たる事務所に備え置きます。

(7) 清算事務の終了（法第47条の2）

清算法人は、清算事務が終了したら、決算報告を作成します。決算報告は、清算人会設置法人に清算人会の承認を受けた後、評議員会に提出、その承認を受けなければなりません。

(8) 清算終了の登記及び届出（登記令第10条、法第47条の5）

法人の清算が終了した時は、主たる事務所の所在地において2週間以内に、清算終了の登記をするとともに、その旨を、所轄庁に届け出ます。

清算人は、清算終了の登記の時から10年間、清算法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料を保存しなければなりません。

第7節 合併

1 概要

社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができます(法第48条)。その場合、合併契約を締結しなければなりません。合併契約には、次の2つがあります。

- ・ **吸収合併（法第49条）**

社会福祉法人が他の社会福祉法人とする合併であって、合併によって消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を、合併後存続する社会福祉法人に承継させる

- ・ **新設合併（法第54条の5）**

二以上の法人がする合併であって、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させる

なお、社会福祉法人以外の法人との合併については、法における定めがなく、このような合併を行うことはできません。

合併は、所轄庁の認可を受けなければその効力を生じませんので（法第50条第3項、第54条の6第2項）、合併する場合は、合併認可申請書と添付書類を山梨県知事（所轄庁）に提出してください。

2 合併の事務手続

(1) 合意の形成

社会福祉法人が合併するにあたっては、合併契約の締結前に、合併当事者の法人間で協議を十分に行い、合併に向けた合意形成を図ります。合併する際の準備段階で「合併協議会（仮称）」を設置し、合併に向けた様々な協議を進めるようにします。

合併協議会の構成員は特段の定めはありませんが、理事長をはじめ経営層になることが通常です。さらに合併協議会の下に「〇〇検討会」などの下部組織を設け、実務レベルの検討や作業を行うとよいでしょう。

(2) 定款の変更・作成

- ・ 吸収合併の場合

存続法人の定款を変更する場合、存続する法人の評議員会で決議します（法

第 45 条の 36 第 1 項)。変更が必要となる事項は次が考えられます。

- ・ 目的（合併により事業が追加される場合）
 - ・ 名称（合併により法人の名称を変更する場合）
 - ・ 事務所の所在地
 - ・ 役員等（合併により役員数等を変更する場合）
 - ・ 評議員及び評議員会（合併により評議員数等を変更する場合）
 - ・ 資産及び会計
- ・ 新設合併の場合
新設法人の定款を新たに作成しなければなりません。定款は合併によって消滅する法人が作成（法第 54 条の 10 第 2 項）、後述の合併契約で各法人の評議員会の承認を得ます。

(3) 役員を選任

- ・ 吸収合併の場合
合併後、存続する法人の評議員、役員、及び会計監査人を変更、若しくは増減させる場合は、存続法人の定款に従って評議員を選任し、評議員会で役員等を選任します。
- ・ 新設合併の場合
暫定的な役員、評議員、及び会計監査人を合併協議会で選出しておきます。新たな法人の設立後（登記完了後）、定款に従って評議員を選任、評議員会で役員等を選任します。

(4) 合併契約

合併契約書を取り交わす前段階で、合併に向けた準備を円滑に進めるために、合併の大前提となる条件（例：どの施設を存続するか等）の大枠を確認書の形で締結、その上で詳細を協議すれば、効率的な作業が期待できます。

合併条件や期日等、内容に関して各法人間の合意が得られれば、合併契約を締結します。

- ・ 吸収合併契約（法第 49 条）
吸収合併後存続する法人及び消滅する法人の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定める必要があります。
吸収合併で消滅する法人、存続する法人ともに、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければなりません（法第 52 条、第 54 条の 2）。
- ・ 新設合併契約（法第 54 条の 5）
次に掲げる事項を定める必要があります。

- ア 新設合併により消滅する法人の名称及び住所
- イ 新設合併にて設立する法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- ウ 新設法人の定款で定める事項
- エ その他厚生労働省令で定める事項

新設合併により消滅する法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければなりません（法第 54 条の 8）。

(5) 所轄庁への提出書類（法施行規則第 6 条）

- ア 社会福祉法人合併認可申請書
- イ 合併理由書
- ウ 合併契約の承認手続を経たことを証明する書類（理事会・評議員会の議事録等）
- エ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款
- オ 合併する各法人に係る次の書類
 - (ア)財産目録及び貸借対照表
 - (イ)負債があるときは、その負債を証明する書類
- カ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類
 - (ア)財産目録
 - (イ)合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - (ウ)役員となるべき者の履歴書、就任承諾書（合併後存続する法人で、引き続き役員となる者の就任承諾書は除く）
 - (エ)役員名簿（役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄を記載）
- キ 合併契約書（写）
- ク その他所轄庁が必要と認める書類

(6) 提出部数

- ・ 所轄庁が山梨県知事の場合：2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(7) 債権者の保護

- ・ 吸収合併の場合（法第 53 条、第 54 条の 3）
吸収合併で消滅する法人及び存続する法人は、所轄庁の認可を受けたら、次の事項を官報に公告し、かつ、判明している各債権者にこれを催告しな

ければなりません。

- ア 吸収合併をする旨
- イ 消滅法人は、吸収合併後に存続する法人の名称及び住所
存続法人は、吸収合併後に消滅する法人の名称及び住所
- ウ 消滅法人及び存続法人の計算書類で厚生労働省令に定めるもの
- エ 債権者が一定の期間内（2ヶ月を下ることができない）に異議を述べる
ことができる旨

債権者が期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなします。異議を述べたときは、これを弁済するか、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します。ただし、合併しても債権者を害する恐れがないときはその限りではありません。

・ 新設合併の場合

新設合併で消滅する法人は、所轄庁の認可を受けたら、次の事項を官報に公告し、かつ、判明している各債権者にこれを催告しなければなりません。

- ア 新設合併をする旨
- イ 他の消滅法人及び新設する法人の名称及び住所
- ウ 消滅法人の計算書類で厚生労働省令に定めるもの
- エ 債権者が一定の期間内（2ヶ月を下ることができない）に異議を述べる
ことができる旨

債権者が期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなします。異議を述べたときは、これを弁済するか、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します。ただし、合併しても債権者を害する恐れがないときはその限りではありません。

(8) 合併の登記

社会福祉法人の合併は、登記によってその効力が生じます（登記令第8条）。

・ 吸収合併の場合（法第50条）

存続する法人が、合併に必要な手続きが終了してから2週間以内に、存続する法人の主たる事業所の所在地において、**変更登記**を行います。

・ 新設合併の場合（法第34条）

合併に必要な手続きが終了したときから2週間以内に、新設合併で設立する法人の主たる事務所の所在地において、**設立登記**を行います。

合併で消滅する法人は、合併後の存続法人又は新設法人が、合併後の主たる

事務所の所管する法務局を經由して、合併と同時に解散登記を行います。

合併に伴い、合併後の存続法人又は新設法人に土地、建物等の不動産の権利が移転する場合は、不動産登記も必要です。

(9) 合併に関する書面の備置き及び閲覧等

存続法人による吸収合併の登記後、又は新設法人の成立後、遅滞なく、消滅した法人から承継した権利義務その他合併に関する事項として厚生労働省令で定める事項を記載した書面等を作成します。これらの書面等は、登記又は成立の日から 6 ヶ月間、主たる事務所に備え置き、評議員及び債権者の閲覧、及び写しの請求に備える必要があります（法第 54 条の 4、法第 54 条の 11）。

3 合併の効果

吸収合併で存続する社会福祉法人は吸収合併の登記の日に、新設合併で設立する社会福祉法人はその成立（登記）の日に、合併で消滅した社会福祉法人の、一切の権利義務（当該社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継します（法第 50 条第 2 項、法第 54 条の 6 第 1 項）。よって、消滅法人の解散及び清算手続きは必要ありません。また、合併に伴う基本財産の処分承認等の手続き、介護保険法等に基づく事業所指定、施設の設置の許認可等の手続きも不要になります。

4 合併無効の訴え

合併無効の訴えは、合併の効力が生じた日から 6 ヶ月以内に、消滅した法人の評議員、理事、監事又は清算人（以下、評議員等）、及び存続法人又は新設法人の評議員等、破産管財人、若しくは合併について承認しなかった債権者に限り、提起できるものとされます（法第 55 条、一般社団法人及び財団法人法第 264 条）。

第8節 社会福祉充実計画

1 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。

これを踏まえると、現事業の継続に必要な財産以外に活用できる財産を保有している場合、これを計画的に福祉サービス（社会福祉事業又は公益事業により供給されるサービス）に再投下し、地域住民等に還元することが求められます。

2 社会福祉充実計画の作成

「社会福祉充実計画」は、次のように規定されております（法第55条の2）

ア 法人の貸借対照表の「資産の部」－「負債の部」で得た額

イ 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（ア－イ）を「社会福祉充実残額」とします。

この「社会福祉充実残額」がある場合、法人は、既存の社会福祉事業若しくは公益事業（以下、既存事業）の充実又は新規の社会福祉事業若しくは公益事業（以下、新規事業）の実施に関する計画（以下、「社会福祉充実計画」）を作成し、所轄庁の承認を受けなければなりません。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した承認社会福祉充実計画の実施期間中は、新規の充実計画の作成は不要です。

承認の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによって行います（法施行規則第6条の13）。

ア 社会福祉充実計画を記載した書面

イ 事業費及び社会福祉充実額について、公認会計士や税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴取したことを証する書類

ウ 社会福祉充実計画についての評議員会の議事録

エ その他必要な書類（理事会の議事録等）

また、社会福祉充実計画の承認の申請は、現況報告書の届出（法第 59 条）と同時に行わなければならないです（そのため、毎年度 6 月 30 日までに申請を行う必要があります）。

なお、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければなりません。